

ますます便利に

[Close Up]

マイナンバー制度 情報連携本格運用開始

「情報連携本格運用」？ …ちょっとその前に どうしてマイナンバーが必要なの？

マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで、一人一人に指定された12桁の番号です。このマイナンバーによって「本人かどうか、個人を特定しやすく」になりました。

それぞれの番号で個人の情報を管理していたので、「その人が本当にどれだけお金をもらっているのか」「どんな行政サービスを受けているのか」など、把握するのに多くの時間と労力を費やしていました。しかし、このマイナンバーに

よって情報の確認がしやすくなり、社会保障の給付をより正確に、時間も短縮して行うことができるようになりました。

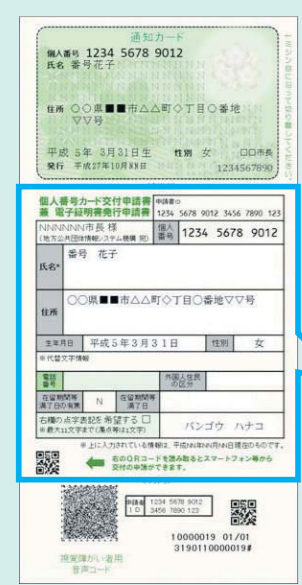
また、税や社会保障の負担を不当に免れることや、不正に受給することがなくなり、公平・公正な負担と給付が受けられるようになりました。

- ✓ 就職したら**
税を納める手続きや雇用保険の手続きなどで勤務先に提供
- ✓ 年金を受けとるとき**
年金給付の手続きをするため、年金事務所に提供
- ✓ 口座を開きたいとき**
資産運用の手続きなどで口座を開設するとき、銀行や証券会社に提供

- ✓ 子どもが生まれたとき**
児童手当や出産育児一時金などの申請時に、町や健康保険組合に提供
- ✓ 不測の事態で困ったとき**
○失業してしまった場合、雇用保険の給付のための手続きでハローワークに提供
○災害に見舞われた場合、支援制度を利用するため、町に提供

例えば、こんなとき。他にも、人生のいろいろなステージで関係してくるよ。

マイナンバーカードをつくりませんか



マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのICチップを搭載し、本人確認書類としても使える便利なカードです。また、マイナンバーカードを利用して情報連携の記録閲覧や自己情報の表示を行える「マイナポータル」の使用ができます（マイナンバーカードに電子証明書が付いている必要があります）。マイナンバーカードは、パソコンやスマートフォン、郵便を使って交付申請することができます。

▶問合先 交付申請のこと…役場住民課 ☎47-5015
マイナポータルのこと…役場企画課 ☎47-5008

■マイナンバーカード交付申請

マイナンバー通知カードの下部部分が、交付申請書です。申請方法は右の通りです。
※平成27年10月以降に住所や名前が変わった人は使えません。新しい申請書が必要な人は、役場住民課へお問い合わせください。

パソコンやスマホ

スマートフォンやデジタルカメラで顔写真を撮影します。

パソコンやスマートフォンで交付申請用のウェブサイトへアクセスします。

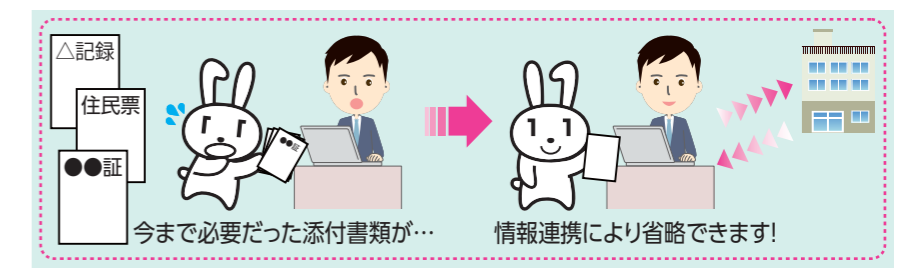
画面に従って、交付申請書に記載のIDなどの必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

平成29年11月13日

マイナンバー制度の情報連携本格運用開始

マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で行政手続きに必要な情報（マイナンバーを含んだ個人情報）をやりとりすることを「情報連携」といいます。この情報連携の本格運用が11月13日から開始となりました。

本格運用が開始すると、社会保障・税・災害対策の各種行政手続きにおい



て、これまで皆さんが役場窓口へ提出もしくは提示する必要があった書類の

一部を省略できるようになります。

情報連携で行政手続きの書類を簡略化

■書類の省略が可能な手続きの例

手続き(上段)と省略書類(下段)	担当窓口
国民健康保険税の特例対象被保険者などの軽減	税務課 ☎47-5013
雇用保険受給資格者証	
障害福祉サービス	健康福祉課 ☎47-5024
住民票、所得課税証明書、生活保護受給証明書、障害者手帳	
児童手当	子ども支援課 ☎47-5044
所得証明書	
公営住宅の入居	都市建設課 ☎47-5031
住民票、所得課税証明書	

※上の例以外の手続きは、町ホームページまたは担当課へお問い合わせください。
※手続きによっては、これまでと同じ書類の提出が必要な場合があります。また、その内容によっては、お時間をいただく場合があります。

手続きの際にはマイナンバーの記載が必要になります。それは、なりすまし防止のためであり、本人であることを確認するためです。本人確認は、マイナンバーカードを持っているか、持っていないかで異なります。

マイナンバーカードを持っている人は、そのカード1枚でマイナンバーと身分確認ができます。マイナンバーカードを持っていない人は、通知カードなどのマイナンバーを確認できるも

の他、運転免許証や健康保険証など身分を確認できるものが必要です。

なお、代理人が手続きをする際には、申請者や代理人の本人確認の他、原則委任状が必要になります。

省略できる書類や身分を確認できる書類については、各種事務によって異なりますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。合わせてお問い合わせください。

マイナンバーカードを持っている人

マイナンバーカード (プラスチック製)

マイナンバーカードを持っていない人

通知カード (紙製)

+

身分を確認できるもの

(運転免許証や健康保険証など)

郵便

個人番号カード交付申請書に、署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。

交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

■そのまま使えます

差出有効期間切れの返信用封筒

マイナンバーの「通知カード」や「個人番号カード交付申請書」と一緒に届いている個人番号カード交付申請書の送付用封筒(返信用封筒)は、差出有効期間が平成29年10月4日になっている場合でも、平成31年5月31日まで切手を貼らずに、そのまま使用することができます。

カードを受け取る時

申請してから1か月程度で、交付通知書(はがき)がお手元に届きます。交付通知書が届いたら、記載された期限までに役場住民課でお受け取りください。

【受け取りに必要なもの】
交付通知書、本人確認書類、通知カード、住基カード(持っている人のみ)、印鑑

▶問合先 役場住民課 ☎47-5015